

2026年調査用

経済産業省生産動態統計調査

化学繊維
紡績糸 月報記入要領
織物生産

[調査票番号 3010、3040、3110]



政府統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査票
情報の秘密の保護に
万全を期します。

2026年1月

経済産業省大臣官房調査統計グループ

鉱工業動態統計室

◆ 間違いやすい記入例 ◆

調査票の記入の際、間違いやすい主な記入例と確認ポイントについてまとめました。

間違いやすい記入例	正しい報告のために（確認ポイント）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定義外の品目分を計上 ・ 定義内の品目分を未計上 	<p>調査票記入要領に記載してある調査品目の定義や品目例示、生産などの調査項目の定義を確認してください。</p> <p>調査票の記入担当者が、貴事業所での製造品と調査品目の関連について必ずしも熟知していないと思われる場合には、定期的に、貴事業所における製造品に詳しい方が調査の報告内容について確認してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外生産分を生産に計上 	<p>本調査は、国内に所在し、かつ、調査品目を国内で生産している事業所が対象です。「生産」には、海外に所在する関連企業の生産分を含めないでください。</p> <p>ただし、貴事業所で生産する調査品目と同じ品目を貴事業所が海外から受け入れた場合には、「受入」、「出荷」、「在庫」などに計上してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 三国間貿易分を計上 	<p>海外との帳簿上のみの輸出、輸入などの取引は、調査の対象にはなりません。実際に海外生産分を受け入れた場合には、「受入」、「出荷」、「在庫」などに計上してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 在庫量の推計 	<p>在庫には、月末の实在庫量を記入していただくのが原則です。</p> <p>どうしても毎月把握できない場合に限って、計算による算出もやむを得ませんが、この場合でも、必ず定期的（四半期や半期など）に实在庫量を確認して報告してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 重複報告 	<p>自事業所（A工場）に他事業所（B工場）分を含めて報告している場合、当初は、A・B両工場の担当者に認識があったものの、担当者が替わるなどしてその状況が不明になり、いつの間にかB工場も調査票を提出している、というケースも考えられます。必ず、定期的に確認してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 単位誤り 	<p>調査票に記入の際は、調査票上に記載されている単位を確認の上、記入してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 月末従事者数の誤り 	<p>「事業所」の月末従事者数には、貴事業所に常時従事している全ての人数（生産及び管理などの業務に常時従事している人数）を記入します。</p> <p>一方で、「〇〇部門」（機械器具月報は「当該品目群」以下同様）の月末従事者数には、貴事業所のうち当該調査品目の生産及び管理などの業務に常時従事している人数を記入します。</p> <p>したがって、「事業所」の月末従事者数は、「〇〇部門」の月末従事者数と比べて多いか等しくなります。</p>

記入した内容（記入欄、桁等）に間違いがないかどうか、提出前に今一度御確認をお願いします。
 また、これまでの報告内容に間違いがあったとお気づきの場合や、記入に関する疑問点などがありましたら、「9. 調査票に関する連絡先」（目次参照）の＜経済産業省生産動態統計調査事務局＞まで御連絡ください。

◆オンライン提出に関するQ&A◆

Q 1	紙調査票で提出していますが、オンラインでの提出に切替えたいのですが。
A 1 -①	送付された調査関係書類にオンライン提出に必要な「ログイン情報（政府統計コード・調査対象者ID・初期パスワード）」が同封されている場合は、申込み不要で利用いただけます。政府統計オンライン調査システムへのログイン⇒ https://www.e-survey.go.jp/
A 1 -②	「ログイン情報」が同封されていない場合は、本書29ページの「オンライン提出希望確認書【新規届】」をコピー（PDF形式）していただくか、下記問合せ先のサイト（URL）からExcel形式の「オンライン提出希望確認書【新規届】」を出力し、全ての項目を記入の上、下記E-MAILで提出してください。提出から約2週間後にログインのための調査対象者ID・初期パスワードを郵送でお送りします。
Q 2	変更したパスワードを忘れてしまいました。
A 2	政府統計オンライン調査システム上の連絡先情報にメールアドレスの登録が済んでいる場合は、「パスワードの再発行画面」からパスワードの再発行を行っていただくことが可能です。パスワードの再発行⇒ https://www.e-survey.go.jp/onlinec/reissuePassword なお、メールアドレスの登録が行われていない等で、上記の対応ができない場合は、パスワードの初期化を行いますので、下記「統計情報システム室オンライン調査担当」まで連絡してください。初期化手続き後に「ログイン情報」に記載の初期パスワードでログインし、再度、パスワードの変更をお願いします。
Q 3	「ログイン情報」を紛失してしまいました。
A 3	第三者の不正アクセスの原因となり得るため、至急下記「統計情報システム室オンライン調査担当」まで連絡してください。
Q 4	オンラインで提出できなくなりました。
A 4	Excelのバージョン変更や社内セキュリティ設定などにより、電子調査票の機能を利用いただけない場合があります。その場合は、紙調査票での提出に切替えをお願いします。本書2ページの「9. 調査票に関する連絡先」に「オンライン提出ができなくなったため紙調査票での提出に切替える。」ことを連絡の上、紙調査票にて提出してください。
Q 5	担当者（連絡先）が変更となりました。
A 5	本書30ページの「オンライン提出希望確認書【変更届】」をコピー（PDF形式）していただくか、下記問合せ先のサイト（URL）からExcel形式の「オンライン提出希望確認書【変更届】」を出力し、変更内容を含む全ての項目を記入の上、下記E-MAILまで提出してください。

【オンライン調査に関する問合せ先】

経済産業省大臣官房調査統計グループ 統計情報システム室オンライン調査担当

[電話番号] 03-3501-1090 [E-MAIL] bz1-stats-info@meti.go.jp

経済産業省 HP オンラインによる統計報告（上記以外のQ&Aも掲載しています。）

(URL) <https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/onchotop.html>

— お願い —

「ログイン情報」は厳重に保管してください。担当者が替わられても「調査対象者ID」や「パスワード」の情報は継続して使用していただけます。

メール等での問合せの際には、「調査対象者ID」「担当者氏名」「電話番号」を記入してください。なお、セキュリティ確保のため「パスワード」は記入しないでください。

化学繊維・紡績糸・織物生産月報記入要領

目 次

1. 調査の目的	1
2. 秘密の保護	1
3. 調査の対象	1
4. 報告義務等	1
5. 調査期日及び調査期間	1
6. 調査票の提出先、部数、期日及び提出方法	2
7. 休業、廃業、転業及び名称変更等	2
8. 結果の公表	2
9. 調査票に関する連絡先	2

〔記入注意事項〕

1. 一般事項	3
2. コード欄の記入について	3
3. 一括事業所の調査票の記入について	4
4. 記入上特に注意すべき事項	4
5. 特定事業所対象（本社）の調査事項	5
6. 工場調査対象の調査事項	5
(1) 製品（製品－総合）欄	6
(2) 労務欄	8
(3) 生産能力欄（生産設備能力、設備（操業時間））	8
(4) 備考欄	8

〔月報別記入注意事項〕

《化学繊維月報》

(1) 【1. 製品】欄	9
(2) 【4. 生産能力】欄	10

《紡績糸月報》

(1) 【4－1. 生産設備能力】欄	11
(2) 【4－2. 設備（操業時間）】欄	11
参考 メートル法換算について	11

《織物生産月報》

(1) 【1-2. 製品-生産内訳】欄	12
(2) 【4. 設備】欄	12
参考 1 化学繊維の繊維分類と主要商標名	14
2 織物の標準銘柄規格と原単位表	15
3 メートル法換算	16
3-1 綿スフ織物換算表	17
3-2 毛織物換算表	20
3-3 絹・人絹織物換算表	22
調査票のオンライン提出について	26
調査票様式	31

化学繊維・紡績糸・織物生産月報記入要領

この記入要領は、化学繊維、紡績糸、織物に関する経済産業省生産動態統計調査（基幹統計調査）の記入の仕方についてとりまとめたものです。

この調査の対象となる事業所の報告者は、この記入要領に従って調査票に正確に記入し、提出期日までに経済産業大臣へ提出してください。

1. 調査の目的

この調査は、鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とし、統計法に基づく基幹統計を作成するため、経済産業省が経済産業省生産動態統計調査規則によって実施するものです。

2. 秘密の保護

この調査により報告された記入内容は、統計法第41条によって保護されています。したがって、徴税事務などに使用されることはありません。

3. 調査の対象

この調査の対象事業所は、経済産業省生産動態統計調査規則に規定されており、化学繊維、紡績糸、織物に関する調査票に記載された調査品目を生産する国内の事業所であって、第1表に掲げる従事者区分等に該当する事業所（以下「工場」という。）及び自社工場で生産した調査品目の販売管理を行っている企業の本社（以下「特定事業所」という。）が調査の対象となります。

なお、調査品目について生産の委託などを行っている事業所で、経済産業大臣が指定する事業所（以下「一括事業所」という。）を含みます。

第1表 調査票、調査品目及び従事者区分等

調 査 票	調査の対象となる事業所の従事者規模区分等
化 学 繊 維 月 報	30人以上
紡 績 糸 月 報	20人以上又は精紡機800錘以上を保有
織 物 生 産 月 報	10人以上

4. 報告義務等

この調査の対象となる工場又は企業の管理責任者（報告者）は、調査票に掲げる事項について報告することが、統計法第13条（報告義務）で義務付けられているほか、必要に応じて、同法第15条（立入検査等）の規定の適用があります。

なお、報告者がこれらの規定に反し、報告を拒んだり、虚偽の報告をしたり、立入検査に応じない場合などには、統計法第60条、第61条に基づいて罰せられることがあります。

5. 調査期日及び調査期間

この調査の調査期日は、毎月末日現在です。調査期間は、原則として毎月1日から末日まで

の1か月間となっています。やむを得ない場合は、一定の日（例えば25日、20日など）を定めて、その日から1か月前の期間を調査期間とすることは差支えありません。ただし、一度定めた調査期間は特別な事情がない限り変更しないようにしてください。

なお、調査期間を変更した場合は、調査票の備考欄にその旨を必ず記入してください。

6. 調査票の提出先、部数、期日及び提出方法

調査票は、経済産業大臣へ翌月15日までに1部提出してください。

調査票は、紙による提出のほか、オンラインによる提出方法があります。

なお、オンラインによる提出は「政府統計オンライン調査システム」を利用します。紙調査票報告事業所に対して12月に送付された、2026年用「調査関係書類一式」に同封の「内訳表」裏面に「ログイン情報（調査対象者ID・初期パスワード）」が記載されている事業所は、既に本システムの利用が可能です。記載がない事業所で、オンラインによる提出を希望される場合は、「調査票のオンライン提出について」（26～30ページ）を参照してください。

7. 休業、廃業、転業及び名称変更等

(1) 休業、廃業、転業、名称変更などの場合は、「9. 調査票に関する連絡先」にその旨を連絡してください。

(2) 休業の場合は、調査品目の製品在庫がなくなるまで毎月調査票を提出してください。また、操業を再開した場合は、直ちに調査票を提出してください。

(3) 廃業又は転業の場合は、翌月の調査票から提出する必要はありません。

ただし、いずれの事由であっても、調査品目の製品在庫がある場合は、「9. 調査票に関する連絡先」にその旨を連絡し、指示に従ってください。

8. 結果の公表

この調査の集計結果は、「経済産業省生産動態統計速報」、「経済産業省生産動態統計確報」、「経済産業省生産動態統計年報」として、インターネットにより公表しています。

経済産業省生産動態統計調査のホームページ：

<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/>

9. 調査票に関する連絡先

【記入方法などに関する問合せ先】

<経済産業省生産動態統計調査事務局>

電話：0120-172-938（通話料無料）

[受付時間] 平日 9:00～18:00（平日12:00～13:00、土・日・祝日・年末年始を除く）

【調査に関する問合せ先】

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ 鉱工業動態統計室

資源・生活用品班

住 所 〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

電話代表 03-3501-1511 内線 2868

〔記 入 注 意 事 項〕

1. 一般事項

(1) 記入数字について

調査票の該当する欄に正確かつ明瞭に記入してください。

数字は全て算用数字を用い、単位未満は四捨五入してください。

実績があっても単位未満四捨五入で0になる場合は、「0」と記入してください。

実績がない場合は空欄としてください。

(2) 訂正等について

(調査票提出前)

調査票に、あらかじめ印刷されている情報に訂正がある場合は、赤色で二重線を引き訂正内容を記載してください。また、事業所番号、企業名、事業所名、本社又は本店所在地、事業所所在地、法人番号の印刷(印字)がない場合は、記載いただくようお願いします。

(調査票提出後)

報告数値等に訂正が生じた場合には、その都度速やかに調査票の提出先(9. 調査票に関する連絡先: 2 ページ参照)に報告してください。報告をもとに担当者が訂正内容(①~⑧)について確認しますので、訂正方法などについては、担当者の指示に従ってください。

- ① 企業名・事業所名・事業所番号・法人番号
- ② 調査票名・調査票番号
- ③ 品目名・品目番号
- ④ 調査項目名
- ⑤ 訂正期間
- ⑥ 訂正発生要因
- ⑦ 連絡先(担当部署名・担当者名・電話番号・FAX番号)
- ⑧ 訂正発生時期からの既報告値と訂正值

2. コード欄の記入について

(1) 提出調査票の該当月の記入は、調査票欄外(下段)の所定コード欄(年月分)に、例えば、1月~9月は01~09として2桁数字で記入してください。

(2) 事業所番号欄の都道府県(2桁)及び整理番号(8桁)欄には、この調査のために指定された番号を必ず記入してください。

なお、事業所番号は昨年と同じです。事業所番号が分からない場合は、調査票の提出先(9. 調査票に関する連絡先: 2 ページ参照)に照会してください。

例えば、事業所番号が13(東京都) - 00058015の場合は次のように記入します。

【記入例】

統計調査番号	調査票番号	年 月 分		事業所番号								
				都道府県	整理番号							
A 0 7	* * * *	2 0 2 6	0 1	1 3	0 0 0 5 8	0 1 5						

- (3) 「法人番号」欄には、貴社の法人番号（13桁）を記入してください。
 (4) この調査票の作成年月日を、調査票左下の所定箇所に記入してください。

3. 一括事業所の調査票の記入について

一括事業所の調査票とは、あらかじめ経済産業大臣から一括調査報告の指定を受けた事業所が作成するものです。指定を受けた事業所は、指定された品目について、下請事業所などの数値を取りまとめて記入してください。ただし、一括調査報告の指定内容は事業所ごとに異なりますので、指定された内容をよく確認の上、記入してください。

なお、調査票の記入に当たっては、当該事業所が報告すべき事項（6. 工場調査対象の調査事項）を参照の上、記入してください。

4. 記入上特に注意すべき事項

【紡績糸月報】

糸の純・混別及び組成繊維による品目区分

(1) 純糸については、家庭用品品質表示法の基準に従います。したがって、そ毛糸は3%以内、紡毛糸又は空紡糸は5%以内、また毛以外の繊維（空紡糸を除く。）は1%以内の繊維の混入があっても純糸として取り扱ってください。

(2) 混紡糸の名称について

① 2種類以上の異なる繊維が混用されている混紡糸の名称については、使用されている繊維のうち重量割合の最も多い繊維の名称で呼びます。

② 使用されている繊維のうち重量割合が同率であるときは毛、絹、麻、合成繊維、綿、再生・半合成繊維の順で呼びます。

なお、2種類以上の異なる合成繊維を含む合成繊維混紡糸において、合成繊維間の重量割合が異なる場合は重量の多いものに格付けし、重量割合が同率のときはポリエステル、アクリル、その他の合成繊維系（ナイロン、ビニロン、ビニリデン、ポリ塩化ビニル、ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリウレタンなどを含む。）の順に格付けしてください。

(例) 2種類以上の異なる合成繊維を含む合成繊維混紡糸の扱い

混 紡 率						呼 称	
}	ナイロン	15%	ポリエステル	30%	ビニロン	15%	ポリエステル（混紡糸）
	毛	40%					
	ポリエステル	30%	ナイロン	30%	絹	40%	ポリエステル（ 〃 ）
	アクリル	40%	ナイロン	40%	綿	20%	アクリル（ 〃 ）

【織物生産月報】

(1) 織物の純・混別及び組成繊維による区分

① 純織物については、家庭用品品質表示法の基準に従います。したがって、そ毛（織物）は3%以内、紡毛（織物）は5%以内、また、毛以外の繊維は1%以内の他の繊維の混入があっても、純織物として取り扱ってください。

ア. 織物の装飾又は組織の押えに使用された糸に含まれる他の繊維の混用が、織物全量の5%以内のときは純織物とします。

イ. 毛布の場合には、たて糸の組成繊維に関係なく、よこ糸の組成繊維によって決まります。

② 混交繊維物の名称について

ア. 2種類以上の異なる繊維が混用されている混交繊維物の名称については、使用されている繊維のうち重量割合の最も多い繊維の名称で呼びます。

イ. 使用されている繊維の重量割合が同率であるときは、毛、絹、麻、合成繊維、アセテート、綿、キュプラ及びビスコースの順で呼びます。

なお、2種類以上の異なる合成繊維を含む合成繊維混交繊維物において、合成繊維間の重量割合が異なる場合は重量の多いものに格付けし、重量割合が同率のときはポリエステル、ナイロン、アクリル、ビニロン、その他（ビニリデン、ポリ塩化ビニル、ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリウレタンなどを含む。）の順に格付けしてください。

(例) 2種類以上の異なる合成繊維を含む合成繊維混交繊維物の扱い

混 用 率				呼 称
{ ナイロン 15% 毛 40%	ポリエステル 30%	ビニロン	15%	ポリエステル(混交繊維物)
	ポリエステル 30%	ナイロン 30%	絹 40%	ポリエステル(")
アクリル 40%	ナイロン 40%	綿	20%	ナイロン(")

ウ. 長繊維織物と短繊維織物の区分は、前記②ア、イによって格付けされる繊維の内容が、長繊維が主であるか、紡績糸が主であるかによって区分してください。

なお、長繊維と短繊維が同率の場合は、長繊維織物としてください。

(2) その他の注意事項

- ① 合成繊維織物は、長繊維・短繊維別に記入してください。
- ② 上記①以外の織物については、純・混交織を合わせて記入してください。
- ③ 抄繊維物、ガラス繊維織物は、調査の対象外ですので、記入する必要はありません。
- ④ 細幅織物は、「二次製品月報」の対象となりますので、除いてください。

5. 特定事業所対象（本社）の調査事項

調査票の記入に当たっては、当該事業所が報告すべき事項（6. 工場調査対象の調査事項）を参照の上記入してください。

製品（製品－総合）欄

工場以外の本社管理の製品について、調査期間中における「受入」、「出荷（販売、その他）」及び「月末在庫」（調査期間の末日現在において、本社又は営業所の倉庫のほか、あなたの企業が契約の主体となって借受けている倉庫又は保管場所に保管してある製品の数量）を記入してください。

6. 工場調査対象の調査事項

調査項目について

調査項目の記入は、調査品目（調査票記載品目）の製品を生産している工場の受払いを品目ごとに記入してください。

なお、調査品目の製品を生産していない場合は、その品目欄の受払いを記入する必要はありません。（化学繊維月報など）

(1) 製品（製品－総合）欄

① 生産

調査期間中に国内にあるあなたの工場で、実際に生産（受託生産を含む。）した製品（調査票記載品目）の数量を次の点に注意をして記入してください。ただし、仕掛中の半製品は除きます。

ア. あなたの工場が他から受託して生産した製品は、受託者側であるあなたの工場の生産として計上してください。

イ. あなたの工場が他に委託して生産させた製品は、これを実際に生産した委託先で生産に計上しますので、あなたの工場の生産には含めないでください。

ウ. あなたの工場で他の製品に加工又は消費するために生産したものも含めてください。

注：（化学繊維月報のみ）スパンボンド不織布は、長繊維に含めて記入してください。

エ. 自社他工場又は他社からの受入品や輸入品で、検査のみをあなたの工場で行ったものは生産に含めず、完成品（製品）扱いとして受入、出荷、月末在庫に含めてください。

オ. （紡績糸月報のみ）精紡機揚りの管糸（玉揚げしたもの）の出来高から糸くず量（精紡機揚りの管糸を倉入れするまでの仕上工場において発生する糸くず量）を差し引いたものを記入してください。

カ. 織物は、巻取りロールが織機から取り外されたときをもって生産としてください。

② 受入

調査期間中にあなたの工場で生産している調査品目（調査票記載品目）と同一の製品で、工場又は倉庫に次の事由により受入れた数量を記入してください。

ア. 他企業から購入したもの（輸入を含む。）

イ. 同一企業内の他工場から受入れたもの

ウ. 委託生産品及び委託加工品を委託先の工場（下請工場を含む。）から受入れたもの
ただし、撚糸、糸染、綿染、手加工染色整理及び包装（ラベルはり、箱入れ等）などの目的で他の工場（撚糸専業工場など）に送られ、作業完了後再び受入れられるものは除いてください（③出荷のただし書きを参照）。

エ. 返品（戻入れ）されたもの（廃棄品は除く。）

③ 出荷

調査期間中にあなたの工場及び工場が契約の主体となって借受けている倉庫又は保管場所から、実際に出荷した数量を記入してください。

ただし、撚糸、糸染、綿染、手加工染色整理及び包装（ラベルはり、箱入れ等）などの目的で他の工場（撚糸専業工場など）に送られ、作業完了後再び受入れられるものは、出荷扱いとしないで月末在庫として計上してください（これは撚糸専業、糸染、綿染、手加工染色整理及び包装などの工場がこの調査の対象外である関係から在庫の脱漏を防ぐためです。）。

なお、出荷数量を次の事由により、「販売」、「その他」に区分して記入してください。

(販売)

ア. 販売業者又は消費者である他企業に直接販売したもの

イ. 販売することを目的として本社、営業所又は中継地など（これが契約の主体となって借受けている倉庫などを含む。）に出荷したもの

ただし、特定事業所調査の対象となっている企業の本社に出荷した場合は、販売に計上せず、出荷欄の「その他」に計上してください。

ウ. 受託生産品を販売業者（消費者を含む。）である委託者へ出荷したもの
ただし、委託者が同一調査品目を生産している生産業者である場合は、販売には計上せず、出荷欄の「その他」に計上してください。

エ. 輸出したもの（同一企業内の海外工場などへ出荷したものを含む。）

（その他）

ア. 同一調査品目を生産している同一企業内の他の工場へ出荷したもの

イ. 同一企業内の他工場へ原材料として出荷したもの（[化学繊維月報のみ]スパンボンド不織布は長繊維が即自家消費されたものとみなして、この項に含めます。）

ウ. 賃紡又は賃織・賃編用に出荷したもの

注：賃紡又は賃織・賃編用とは、賃加工契約に基づいて受託者に無償で生産品目等を支給し、生産品目等の所有権が委託者にあることを賃加工の条件としたものをいいます。

ただし、受託者が加工終了後製品を買上げる契約の場合（綿売り糸買い、糸売り布買い）は販売としてください。

エ. 本調査票を提出している同一企業内の他工場へ撚糸、糸染、包装などの加工用に出荷したもの（紡績糸月報など）

オ. 委託生産又は委託加工のための原材料として出荷したもの

カ. 受託生産品又は受託加工品を同一調査品目を生産している生産業者（委託者）へ出荷したもの

キ. 特定事業所調査の対象となっている企業の本社へ出荷したもの

ク. 自家使用したもの（見本用、贈答用、展示用、試験研究用など）

ケ. 自己消費したもの（あなたの工場での他の製品の原材料、加工用として消費した数量）（化学繊維月報など）

④ 月末在庫

調査期間の末日現在において、あなたの工場で生産した調査品目の製品及び受入品で、あなたの工場及び工場が契約の主体となって借受けている倉庫又は保管場所に保管してある製品の数量を記入してください。

在庫には、販売済みのもので未引渡しとなっているものを含め、また、受託生産した製品を受託者が保管している場合は、受託者の在庫に計上します。

また、1社1工場の場合、本社と工場が分離していても工場の在庫として計上してください。

なお、撚糸、糸染、綿染、手加工染色整理及び包装（ラベルはり、箱入れなど）などの目的で他の工場（撚糸専門工場など）に送られ、作業完了後再び受入れられるものは、在庫として計上してください（③出荷のただし書きを参照）。

注：製品欄に記載する数量については、調査項目間に次のバランス関係が成立しますが、在庫数量には、月末の实在庫量を記入してください。

廃棄、災害、棚卸などの事由により、このバランス関係が著しく崩れている場合は、備考欄にその事由を具体的に記入してください。

（前月末在庫＋生産＋受入）－（販売＋その他出荷）＝月末在庫

(2) 労務欄

月末従事者数

調査期間の末日現在において、実際に生産及び管理その他の業務に常時従事する人数を「再生・半合成繊維部門」、「合成繊維部門」、「紡績糸部門」、「織物部門」及び「事業所」にそれぞれ記入してください。

① 従事者とは次のものをいいます。

ア. 期間を定めず又は1か月以上の期間を定めて雇われている者。ただし、親企業又は子会社への出向者、長期欠勤者（連続1か月以上）及び労働組合専従者は除きます。

イ. 親企業又は子会社からの出向者、人材派遣会社からの派遣従業者などはア. に準じて扱います。

ウ. 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

エ. 個人経営企業の事業主又は家族従業者のうち、常時その工場の業務に従事し、給与の支払いを受けている者

② 「再生・半合成繊維部門」、「合成繊維部門」、「紡績糸部門」、「織物部門」の従事者とは、調査品目の生産に従事する者をいいます。

なお、一貫工場又は兼業工場で2業種以上を兼業する工場は、それぞれの業種に区分して記入しますが、兼務している従事者及び補助、管理部門のような共通部門の従事者の数は、妥当な方法（生産額など）で配分してください。

③ 「事業所」の従事者とは、その工場全体の従事者をいいます。

なお、本社の従事者は原則として含めませんが、工場と本社が同一場所にあつて区分が困難な場合は含めても差支えありません。

(3) 生産能力（生産設備能力、設備（操業時間））欄

生産能力などの調査事項については、後述の[月報別記入注意事項]を参照してください。

(4) 備考欄

① 製品欄に掲げた調査品目の生産、販売、在庫などに、前月と比べ大幅な変動があつた場合は、「○○○向け需要増（又は需要減）」、「事故」、「生産中止」、「棚卸」、「災害」など、差支えない範囲で主な理由を記入してください。

② 生産能力に変化があつた場合は、「設備の増減（増設、廃棄、売却、移管）」、「生産能力の見直し（生産計画、生産品目の変更）」などの理由を記入してください。

〔月報別記入注意事項〕

《化学繊維月報》

(1) 【1. 製品】欄

① 製品の品目区分

品 目		備 考	
再生・半合成繊維		キュプラ アセテート（トリアセテートを含めて記入してください。） ビスコース	
合 成 繊 維	ナイロン	長繊維	
	アクリル	短繊維	モダクリルを含めて記入してください。
	ポリエステル	長繊維	
		短繊維	
	ポリエチレン	長繊維	
	ポリプロピレン	長繊維	
		短繊維	
その他の 合成繊維	長繊維	ポリウレタン、ポリブチレンフタレート、全芳香族ナイロン、ビニロン、ビニリデン、ポリ塩化ビニル、アクリル（炭素繊維原料（プリカーサ）を含む。）ほか	
	短繊維	ポリクラール、ビニリデン、ポリ塩化ビニル、ポリエチレン、ナイロン、ビニロンほか	

注1：再生・半合成繊維には、長繊維、短繊維の区分はありません。

注2：長繊維にはスパンボンド不織布、モノフィラメントを含めて記入してください。

(2) 【4. 生産能力】欄

再生・半合成繊維については「ア. 再生・半合成繊維」の算式、合成繊維については「イ. 合成繊維」の算式により生産能力を算出して、工場全体の月間生産能力としてください（小数点以下は四捨五入）。

① 月間生産能力

ア. 再生・半合成繊維

ビスコース、キュプラ、アセテート

$$Q = A \times F \times S \times \text{運転率} \times 10^{-6} \times 1440 \times 30.42$$

↑ ↑ ↑
g を t に換算 60 分×24 時間 365 日÷12 月

Q = 月間生産能力 (t / 月)

A = 紡糸速度 (m / 分) × 延伸倍率 × 歩留

F = $\underbrace{\text{デシテックス} \times 1 / 10000}_{\text{重量換算 (g)}}$

重量換算 (g)

S = 錘数

イ. 合成繊維

長繊維には、ナイロン(長繊維)、ポリエステル(長繊維)、ポリエチレン(長繊維)、ポリプロピレン(長繊維)、その他の合成繊維(長繊維)、

短繊維には、アクリル(短繊維)、ポリエステル(短繊維)、ポリプロピレン(短繊維)、その他の合成繊維(短繊維)が該当します。

$$Q = A \times F \times S \times \text{運転率} \times 10^{-6} \times 1440 \times 30.42$$

↑ ↑ ↑
g を t に換算 60 分×24 時間 365 日÷12 月

Q = 月間生産能力 (t / 月)

A = (g × (1 + R) × 歩留)

┌ g = 溶解ポリマーの密度又は紡糸液濃度 (g / cm³)
└ R = 製品の公定水分率

F = 1 錘当たりのギアポンプ吐出量 (cm³ / 分)

S = 錘数

② 品目区分

ア.、イ. の品目区分については、(1) 製品欄 ①製品の品目区分の表を参照ください (前ページ)。

《 紡 績 糸 月 報 》

(1) 【 4 - 1 . 生産設備能力】 欄

月末運転可能錘数及び月間延運転錘時間数を記入してください。

① 月末運転可能錘数

調査期間の末日において必要な労働力、電力及び原料などを供給すれば直ちに運転することの出来る状態にある精紡機の錘数をいいます（修理などのため取りはずして倉庫や修理工場などにあるものは除きます。）。

なお、オープンエンド精紡機については、錘数欄にドラム数を記入してください。

② 月間延運転錘時間数

調査期間中に各スピンドルの実際に運転した延運転錘時間数を千時間単位（小数点以下四捨五入）で記入してください。

(2) 【 4 - 2 . 設備（操業時間）】 欄

工場における月間延操業時間（時間）を記入してください。

参考 メートル法換算について

換算率は、1 ポンド=0.4536 キログラムですが、この調査票の記載数量単位はトンとなっていますので、計算結果の1,000 キログラム未満は四捨五入してください。

例えば 3,685 ポンド又は 3,130 ポンドをトンに換算すると次のようになります。

$$0.4536 \times 3,685 = 1,671 \text{ キログラム} = 2 \text{ トン}$$

$$0.4536 \times 3,130 = 1,419 \text{ キログラム} = 1 \text{ トン}$$

《 織 物 生 産 月 報 》

(1) 【1－2. 製品－生産内訳】欄

「1－1. 製品－総合」欄で記入した生産の「0103 毛織物（紡毛）」と「0104 絹・絹紡織物」について、その内訳の生産を記入してください。

したがって、本欄の生産は「1－1. 製品－総合」欄の当該製品の生産と一致します。

①毛織物

紡毛織物

「男子服地」……男子服地用として製織されたものをいいます（例えばオーバー地など）。

「婦人児服地」……婦人児服地用として製織されたものをいいます（例えばオーバー地など）。

「毛布地」……角巻、ひざ掛けを含みます。

「その他の紡毛」……上記記載品目以外の例えば帽子地、しん地、ショール地、工業用織物（ローラクロス、フィルタークロス（ろ過布）、クリヤラクロス等）などを記入してください。

②絹・絹紡織物

広幅織物、小幅織物別に区分して品目ごとに記入してください。

「羽二重類」……羽二重、綾絹、シャンタンなどをいいます。

「クレープ類」……フラットクレープ、フジエットクレープ、パレス、シフォン、ニノンなどをいいます。

「ちりめん類」……紋ちりめん、無地ちりめん、朱子ちりめんなどをいいます。

「先練（先染）」……精練漂白又は染色した絹糸で織ったものを広幅・小幅別に記入してください。

「その他の後練（後染）」……広幅織物では「羽二重類」「クレープ類」以外のもの、また、小幅織物では「ちりめん類」以外のものを記入してください。

(2) 【4. 設備】欄（タイヤコード（0112）、タオル（0113）については記入不要です。）

工場に保有している一般織機（力織機）の台数を記入してください。なお、組合などへの届出の有無は、関係ありません。

一般織機（力織機）には、「無ひ織機」と「有ひ織機」が該当します。

ア. 無ひ（杼）織機……よこ糸の挿入に杼（シャトル）を使用しない織機をいいます。（レピア織機、グリッパ織機、エアジェットルーム、ウォータージェットルームなどを含む。）

イ. 有ひ（杼）織機……よこ糸の挿入に杼（シャトル）を使用する織機をいいます。（ひ（杼）替え織機、管替え自動織機などを含む。）

(月末保有台数) …調査期間の末日現在において、稼働中のもの、また据付けられているが休止中のもの、修理などのため取りはずして倉庫や修理工場などにあるもの、工場で保有しているが据付けられていないもの、借用中のものなど、組合などへの届出、登録の有無にかかわらず、あなたの工場にあるもの全てについて記入してください。

(月間平均実働台数) …織機の月間総延実働台数を月間工場操業日数で割った月間1日平均をいい、次式により算出してください。なお、月間総延実働台数を算出する場合には1日当たりの運転時間に関係なく、1日1時間でも運転したものは1台とします。

$$\text{月間平均実働台数} = \frac{\text{月間総延実働台数}}{\text{月間工場操業日数}}$$

参考1 化学繊維の繊維分類と主要商標名

繊維分類	品目名	繊維名（家庭用品品質表示法による統一文字）	主要商標名
再生・半合成繊維	ビスコース人絹糸及びビスコーススフ糸	レーヨン	コロナ、ホープ、クラビオン
	キュプラ糸	キュプラ	ベンベルグ、ベンリーゼ
	アセテート糸	アセテート	リンダ
		トリアセテート	ソアロン
合成繊維	ポリエステル	ポリエステル	テイジンテトロン、クラベラ、東洋紡エステル、旭化成エステル、ユニチカエステル、ソルーナ、東レテトロン、クラレエステル、ソロテックス
	ナイロン	ナイロン	プロミラン、東洋紡ナイロン、レオナ、ユニチカナイロン、東レナイロン
	アクリル	アクリル	トレロン、ボンネル、ベスロン、エクスラン
		モダクリル（アクリル系）	カネカロン
	その他の合成繊維糸	アラミド	テクノーラ、トワロン、ケブラー、コーネックス
		ビニロン	クラレビニロン、ユニチカビニロン、ピロン
		ポリウレタン	エスパ、ロイカ、フジボウspanデックス、モビロン、ライクラ
		ポリエチレン	ダンゼックス、ダイニーマ
		ポリプロピレン	パイレン、ダイワボウポリプロ、チッソポリプロ、東亜紡ポリプロ、宇部日東ポリプロ
		ビニリデン	サラン
	ポリ塩化ビニル	テビロン	

注：長繊維、紡績糸共通のもの。

参考2 織物の標準銘柄規格と原単位表

品名			番 手		密 度		サイズ (織上り)		原糸1キログラム当り織物出来高 (㎡)	
			た て 糸	よ こ 糸	たて糸 (本)	よこ糸 (本)	幅 (cm)	長 (m)		
綿織物	粗 布	2026	1/14	1/14	42/2.54cm	42/2.54cm	76.2	36.57	6.4	
	天 竺	2021	1/20	1/20	51/ "	49/ "	76.2	27.43	7.8	
	細 布	2023	1/20	1/20	60/ "	60/ "	91.4	36.57	6.4	
	金 巾	2023	1/30	1/36	72/ "	60/ "	96.5	37.025	8.9	
	太 綾	2057(9A)		1/16	1/16	75/ "	55/ "	96.5	37.025	4.7
	バ ー バ リ	2号		2/80	2/80	169/ "	105/ "	96.5	45.72	9.3
	ポ プ リ ン	2021(MK)		1/30	1/40	90/ "	60/ "	96.5	27.43	8.7
	ブ ロ ー ド	2013		2/80	2/80	131/ "	71/ "	76.2	54.86	7.6
	ネ ル	100号		1/20	1/10	405/ "	42/ "	91.4	82.28	12.4
	コ ー ル 天	3026		1/16	1/20	44/ "	134/ "	91.4	27.43	3.4
	別 珍	3020(綾)		2/60	1/40	73/ "	324/ "	91.4	27.43	3.2
	敷 布	1号		1/20	1/16	88/ "	75/ "	43.88	74.96	3.5
	晒 木 綿 岡	5号		1/30	1/30	90/ "	88/ "	2.54	27.885	9.6
	緋 木 綿 久 留 米 文 人			1/20	1/20	86/ "	72/ "	2.3	27.43	6.3
夜 具 地	4号		1/30	1/30	112/ "	80/ "	2.365	54.86	9.0	
スフ織物	ス フ モ ス	1号	1/30	1/30	67/ "	64/ "	79.325	48.45	9.0	
	ス フ モ ス	9号	1/30	1/30	89/ "	60/ "	96.5	48.45	7.9	
	サ ー ジ	1号	2/20	2/20	60/ "	52/ "	82.45	29.75	2.1	
	サ ー ジ	3号	2/30	2/30	78/ "	65/ "	79.95	48.45	4.1	
	ギ ャ バ ジ ン	6号	2/40	2/30	120/ "	50/ "	79.95	48.45	4.3	
	ネ ル	3号	1/20	1/10	45/ "	48/ "	91.4	45.89	5.6	
	ポ プ リ ン	1号	2/40	2/40	80/ "	53/ "	79.325	48.45	5.8	
絹織物	羽 二 重	10目付	2/21中	3/21中	131/ "	96/ "	91.4※	45.72	16.6	
	塩 瀬	24目付	2/21中	7/21中	353/ "	79/ "	91.4※	45.72	7.0	
	フ ラ ッ ト ・ ク レ ー プ	14目付	2/21中	3/21中左右強撚	164/ "	99/ "	91.4※	45.72	11.8	
	ジ ョ ー ゼ ッ ト ・ ク レ ー プ	6目付	2/14中左右強撚	2/14中左右強撚	88/ "	78/ "	91.4※	45.72	26.8	
	バ レ ス ・ ク レ ー プ	14目付	3/21中	3/21中バレス撚	174/ "	91/ "	91.4※	45.72	11.8	
	朱 子 ち り め ん	18目付	2/21中	3/21中左右強撚	225/ "	107/ "	91.4※	45.72	9.2	
	オ ー ガ ン ジ ー	6目付	2/14中諸撚	2/12中諸撚	95/ "	95/ "	106.4※	45.72	35.3	
人絹織物	人 平		MD120D	MD120D	93/ "	63/ "	91.4※	45.72	10.3	
	フ ジ エ ッ ト		120D	スフ1/30	103/ "	60/ "	91.4※	45.72	8.1	
	朱 子 3,600本		ビス120D	ビス120D	120/ "	70/ "	91.4※	54.86	8.9	
	朱 子 3,200本		ビス120D	ビス120D	107/ "	70/ "	91.4※	54.86	9.6	
	50 羽 二 重		MB50D	MB50D	103/ "	93/ "	91.4※	45.72	19.7	
	75 ジョーゼット・クレープ		75D2800 J/M B B 40D S Z	750D2800 J/M	70/ "	70/ "	91.4※	45.72	11.5	
	40 シャー・クレープ		2200 J/M	B B 440	102/ "	83/ "	91.4※	45.72	22.5	
綾 F K	3000		ビス120D	ビス120D	103/ "	70/ "	91.4※	54.86	9.6	
毛織物	ギ ャ バ ジ ン	(そ毛)	2/78	2/78	-	-	161.0	57.2	3.9	
	ト ロ ビ カ ル	(#)	2/48	2/48	20.5/cm	17.7/cm	162.0	52.6	6.7	
	着 尺 (永代緋)	(#)	2/52	2/52 ビス人 750	37.9/cm	17.7/cm	37.9	11.6	5.3	
	ポ ー ラ ー	(#)	1/48×2/40×3/48×2/48×綿 2/100(たて、よこ共)		16.9/cm	14.2/cm	166.0	53.0	4.2	
	ウ ー ス テ ッ ド	(#)	2/48、1/14 綿 ² /100	2/48	34.6/cm	26.8/cm	165.0	53.0	3.4	
	ツ イ ー ド	(紡毛)	2/14×2/48×スフ 4/80	2/14×4/14× 1/14	13/cm	10.6/cm	166.0	51.4	2.8	
	毛 布	(紡毛)	綿 2/20	2/7	11.8/cm	18/cm	178.0	190.5	1.6	

参考3 メートル法換算

生産動態統計調査は、全てメートル法による単位で実施しております。

製品の規格（例えば 織物の場合における幅、長さなど）が従来の計量単位（ヤード、ポンド法や尺貫法）による場合は、以下に示す方法により、メートル法に換算してください。

(参考) 単位換算表

	計量単位	メートル法換算
重量	1 匁 (モンメ)	3.75グラム
	1 貫 (カン)	3.75キログラム
	1 ポ ン ド	0.4536キログラム
長さ	1 イ ン チ	2.54センチメートル
	1 ヤード (ヤール)	91.44センチメートル
	鯨 尺 1 寸	3.788センチメートル
	〃 1 尺	37.88センチメートル
	曲 尺 1 寸	3.03センチメートル
	〃 1 尺	30.3センチメートル
面積	1 平 方 ヤ ー ド	0.8361平方メートル
	1000平 方 ヤ ー ド	836.13平方メートル

(1) 重量換算

- ① ポンドをキログラムに換算する場合、換算単位として1ポンド=0.4536キログラムを使用してください。
- ② 貫をキログラムに換算する場合、換算単位として1貫=3.75キログラムを使用してください。

[計算例]

例1. 3,685ポンドをキログラムに換算すると

$$3,685 \text{ ポンド} \times 0.4536 = 1,672 \text{ キログラム (小数点以下四捨五入)}$$

例2. 523貫をキログラムに換算すると

$$523 \text{ 貫} \times 3.75 = 1,961 \text{ キログラム (小数点以下四捨五入)}$$

(2) 面積換算

平方ヤードを平方メートルに換算する場合、換算単位として1平方ヤード=0.8361平方メートルを使用してください。

[計算例]

3,685平方ヤードを平方メートルに換算すると

$$3,685 \text{ 平方ヤード} \times 0.8361 = 3,081 \text{ 平方メートル (小数点以下四捨五入)}$$

参考3-1 綿スフ織物換算表

(1) 長さ1ヤード当たりのインチ(幅)、規格のものを平方メートルに換算する場合

ヤード・インチ 規 格		換 算									
幅	長	平 方 メートル									
インチ	ヤード		インチ	ヤード		インチ	ヤード		インチ	ヤード	
5	1	0.1161	25	1	0.5806	45	1	1.0452	65	1	1.5097
5.5		0.1277	25.5		0.5923	45.5		1.0568	66		1.5329
6		0.1394	26		0.6039	46		1.0684	67		1.5561
6.5		0.1510	26.5		0.6155	46.5		1.0800	68		1.5794
7		0.1626	27		0.6271	47		1.0916	69		1.6026
7.5		0.1742	27.5		0.6387	47.5		1.1032	70		1.6258
8		0.1858	28		0.6503	48		1.1148	71		1.6490
8.5		0.1974	28.5		0.6619	48.5		1.1264	72		1.6723
9		0.2090	29		0.6735	49		1.1381	73		1.6955
9.5		0.2206	29.5		0.6852	49.5		1.1497	74		1.7187
10		0.2323	30		0.6968	50		1.1613	75		1.7419
10.5		0.2439	30.5		0.7084	50.5		1.1729	76		1.7652
11		0.2555	31		0.7200	51		1.1845	77		1.7884
11.5		0.2671	31.5		0.7316	51.5		1.1961	78		1.8116
12		0.2787	32		0.7432	52		1.2077	79		1.8348
12.5		0.2903	32.5		0.7548	52.5		1.2194	80		1.8581
13		0.3019	33		0.7665	53		1.2310	81		1.8813
13.5		0.3135	33.5		0.7781	53.5		1.2426	82		1.9045
14		0.3252	34		0.7897	54		1.2542	83		1.9277
14.5		0.3368	34.5		0.8013	54.5		1.2658	84		1.9510
15		0.3484	35		0.8129	55		1.2774	85		1.9742
15.5		0.3600	35.5		0.8245	55.5		1.2890	86		1.9974
16		0.3716	36		0.8361	56		1.3006	87		2.0206
16.5		0.3832	36.5		0.8477	56.5		1.3123	87.5		2.0323
17		0.3948	37		0.8594	57		1.3239	88		2.0439
17.5		0.4065	37.5		0.8710	57.5		1.3355	89		2.0671
18		0.4181	38		0.8826	58		1.3471	90		2.0903
18.5		0.4297	38.5		0.8942	58.5		1.3587	91		2.1135
19		0.4413	39		0.9058	59		1.3703	92		2.1368
19.5		0.4529	39.5		0.9174	59.5		1.3819	93		2.1600
20		0.4645	40		0.9290	60		1.3935	94		2.1832
20.5		0.4761	40.5		0.9406	60.5		1.4052	95		2.2064
21		0.4877	41		0.9523	61		1.4168	96		2.2297
21.5		0.4994	41.5		0.9639	61.5		1.4284	97		2.2529
22		0.5110	42		0.9755	62		1.4400	98		2.2761
22.5		0.5226	42.5		0.9871	62.5		1.4516	99		2.2994
23		0.5342	43		0.9987	63		1.4632	100		2.3226
23.5		0.5458	43.5		1.0103	63.5		1.4748			
24		0.5574	44		1.0219	64		1.4864			
24.5		0.5690	44.5		1.0335	64.5		1.4981			

[計算例]

幅 (インチ) 長さ (ヤード)

$$\left. \begin{array}{l} 30 \quad \times \quad 1,200 \\ 36 \quad \times \quad 1,500 \\ 38 \quad \times \quad 800 \end{array} \right\} \text{を平方メートルに換算する場合}$$

簡易換算表を用いるときは、

① 幅 30 インチ、36 インチ、38 インチに対応する長さ 1 ヤード当たりの換算平方メートル数 (太枠内) を見出し、それぞれ長さ 1,200 ヤード、1,500 ヤード、800 ヤードを乗ずれば換算による平方メートル数が得られます。

② 次に①から得られたそれぞれの平方メートル数を加えれば、平方メートル単位の合計数になります。

(計算式)

$$\begin{array}{l} 30 \text{ インチ} \times 1,200 \text{ ヤード} \longrightarrow 0.6968 \text{ 平方メートル} \times 1,200 = 836.16 \text{ 平方メートル} \\ 36 \text{ " } \times 1,500 \text{ " } \longrightarrow 0.8361 \text{ " } \times 1,500 = 1,254.15 \text{ " } \\ 38 \text{ " } \times 800 \text{ " } \longrightarrow 0.8826 \text{ " } \times 800 = 706.08 \text{ " } \end{array}$$

メートル法の換算した総面積 (小数点以下四捨五入) 2,796 平方メートル

(通常の計算式)

$$\begin{array}{l} (30 \text{ インチ} \times 0.0254 \text{ メートル}) \times (1,200 \text{ ヤード} \times 0.9144 \text{ メートル}) = 836.13 \text{ 平方メートル} \\ (36 \text{ " } \times \text{ " }) \times (1,500 \text{ " } \times \text{ " }) = 1,254.19 \text{ " } \\ (38 \text{ " } \times \text{ " }) \times (800 \text{ " } \times \text{ " }) = 706.06 \text{ " } \end{array}$$

2,796 平方メートル

(2) 長さ 1 尺当たりの鯨尺 (幅) 規格のものを平方メートルに換算する場合

鯨尺規格換算			鯨尺規格換算			鯨尺規格換算			鯨尺規格換算		
幅	長	平方									
鯨尺	鯨尺	メートル									
0.80	1	0.1148	0.93	1	0.1334	1.06	1	0.1521	2.00	1	0.2870
0.81		0.1162	0.94		0.1349	1.07		0.1535	2.40		0.3444
0.82		0.1177	0.95		0.1363	1.08		0.1550	2.45		0.3515
0.83		0.1191	0.96		0.1377	1.09		0.1564	2.70		0.3874
0.84		0.1205	0.97		0.1392	1.10		0.1578	2.85		0.4089
0.85		0.1220	0.98		0.1406	1.58		0.2267	2.90		0.4161
0.86		0.1234	0.99		0.1421	1.60		0.2296	3.00		0.4305
0.87		0.1248	1.00		0.1435	1.65		0.2368	4.60		0.6601
0.88		0.1263	1.01		0.1449	1.75		0.2511	5.00		0.7174
0.89		0.1277	1.02		0.1464	1.78		0.2554	5.10		0.7318
0.90		0.1291	1.03		0.1478	1.90		0.2726	5.30		0.7605
0.91		0.1306	1.04		0.1492	1.92		0.2755	5.50		0.7892
0.92		0.1320	1.05		0.1507	1.96		0.2812			

[計算例]

幅 (鯨尺) 長さ (鯨尺)

$$\left. \begin{array}{l} 0.90 \quad \times \quad 4,000 \\ 0.95 \quad \times \quad 6,000 \\ 1.00 \quad \times \quad 3,000 \end{array} \right\} \text{を平方メートルに換算する場合}$$

簡易換算表を用いるときは、

- ① 幅 0.90 尺、0.95 尺、1.00 尺に対応する長さ 1 尺当たりの換算平方メートル数（太枠内）を見出し、それぞれに長さ 4,000 尺、6,000 尺、3,000 尺を乗ずれば換算による平方メートル数が得られます。
- ② 次に①から得られたそれぞれの平方メートル数を加えれば平方メートル単位の合計数になります。

(計算式)

$$0.90 \text{ 尺} \times 4,000 \text{ 尺} \longrightarrow 0.1291 \text{ 平方メートル} \times 4,000 = 516.40 \text{ 平方メートル}$$

$$0.95 \text{ 〃} \times 6,000 \text{ 〃} \longrightarrow 0.1363 \text{ 〃} \times 6,000 = 817.80 \text{ 〃}$$

$$1.00 \text{ 〃} \times 3,000 \text{ 〃} \longrightarrow 0.1435 \text{ 〃} \times 3,000 = 430.50 \text{ 〃}$$

$$\text{メートル法に換算した総面積（小数点以下四捨五入）} \quad 1,765 \text{ 平方メートル}$$

(通常の計算式)

$$(0.90 \text{ 尺} \times 0.3788 \text{ メートル}) \times (4,000 \text{ 尺} \times 0.3788 \text{ メートル}) = 516.56 \text{ 平方メートル}$$

$$(0.95 \text{ 尺} \times 0.3788 \text{ メートル}) \times (6,000 \text{ 尺} \times 0.3788 \text{ メートル}) = 817.89 \text{ 〃}$$

$$(1.00 \text{ 尺} \times 0.3788 \text{ メートル}) \times (3,000 \text{ 尺} \times 0.3788 \text{ メートル}) = 430.47 \text{ 〃}$$

$$1,764.92 \text{ 平方メートル}$$

参考 3-2 毛織物換算表

品 目	メ ー ト ル 規 格		ヤ ー ド 規 格		換 算
	幅 (メートル)	長 さ (メートル)	幅 (イ ン チ)	長 さ (ヤード)	平方メートル
普 通 織 物	1.40	50			70.00
	1.45	40			58.00
	1.45	50			72.50
	1.48	50			74.00
	1.55	50			77.50
し ん 地	0.78	50			39.00
肩 か け	0.33	1.36			0.4488
	0.55	1.55			0.8525
モ ス リ ン			30	150	104.5159
			32	150	111.4836
			36	150	125.4191
毛 布	0.83	1.33			1.1039
	1.37	1.90			2.6030
	1.40	1.90			2.6600
	1.60	1.80			2.8800

[計算例]

(1) 普通織物（しん地、肩かけ、毛布も計算式は同じです。）

幅（メートル） 長さ（メートル）
 1.45 × 50 の規格ものが 25 反 } を平方メートルに換算する場合
 1.55 × 50 " 30 }
 簡易換算表を用いるときは、

- ① 1.45メートル×50メートル、1.55メートル×50メートルに対応する換算平方メートル数（太枠内）にそれぞれ 25、30 を乗ずれば換算による平方メートル数が得られます。
- ② 次に①から得られたそれぞれの平方メートル数を加えれば平方メートル単位の合計数になります。

(計算式)

$$\begin{array}{l}
 1.45 \text{ メートル} \times 50 \text{ メートル} \longrightarrow 72.50 \text{ 平方メートル} \times 25 = 1,812.50 \text{ 平方メートル} \\
 1.55 \text{ " } \times 50 \text{ " } \longrightarrow 77.50 \text{ " } \times 30 = 2,325.00 \text{ " } \\
 \hline
 \text{メートル法の換算した総面積（小数点以下四捨五入）} \qquad 4,138 \text{ 平方メートル}
 \end{array}$$

(通常の計算)

$$\begin{array}{l}
 1.45 \text{ メートル} \times 50 \text{ メートル} \times 25 = 1,812.50 \text{ 平方メートル} \\
 1.55 \text{ " } \times 50 \text{ " } \times 30 = 2,325.00 \text{ " } \\
 \hline
 4,137.5 \text{ 平方メートル}
 \end{array}$$

(2) モスリン

幅（インチ） 長さ（ヤード）
 30 × 150 の規格ものが 5 } 反を平方メートルに換算する場合
 36 × 150 " 8 }

- ① 30インチ×150ヤード、36インチ×150ヤードに対応する換算平方メートル数（太枠内）にそれ

ぞれ5、8を乗ずれば換算による平方メートルが得られます。

② 次に①から得られたそれぞれの平方メートル数を加えれば平方メートル単位の合計数になります。

(計算式)

$$\begin{array}{r} 30 \text{ インチ} \times 150 \text{ ヤード} \longrightarrow 104.5159 \text{ 平方メートル} \times 5 = 522.58 \text{ 平方メートル} \\ 36 \text{ " } \times 150 \text{ ヤード} \longrightarrow 125.4191 \text{ " } \times 8 = 1,003.35 \text{ " } \\ \hline \text{メートル法に換算した総面積 (小数点以下四捨五入)} \qquad 1,526 \text{ 平方メートル} \end{array}$$

(通常の計算)

$$\begin{array}{r} \{(30 \text{ インチ} \times 0.0254 \text{ メートル}) \times (150 \text{ ヤード} \times 0.9144 \text{ メートル})\} \times 5 = 522.58 \text{ 平方メートル} \\ \{(36 \text{ " } \times 0.0254 \text{ " }) \times (150 \text{ " } \times 0.9144 \text{ " })\} \times 8 = 1,003.35 \text{ " } \\ \hline 1,525.93 \text{ 平方メートル} \end{array}$$

参考 3-3 絹・人絹織物換算表

(1) インチ（幅）、ヤード（長）規格のものを平方メートルに換算する場合—主として絹の広幅織物及び化・合織の長繊維織物（取扱い単位：疋、匹→㎡）

羽二重、綾織、朱子、変織、壁、紹、縮緬、綸子縮緬、朱子縮緬、変縮緬、楊柳縮緬、ジョーゼット、楊柳ジョーゼット、オリエンタルクレープ、富士絹、紬糸織物、人平、塩瀬、ポップリン、フジエット、サッカー、レヨパール、ポーラー、パレス、ボイル、スレーキ、タフタ、服地、服裏地、家具用裂地、金欄、洋傘地、コート地、表具地、足袋表地、ネクタイ地、篩絹、印刷機用布、型紙釣布、型紙釣地、デシン、ポンジー、加工糸織物。

ヤード・インチ規格		換算									
幅	長	平方									
インチ	ヤード	メートル									
16.0	1.0	0.3716	27.0	5.0	3.1355	29.0	60.0	40.4128	36.0	50.0	41.8064
"	12.0	4.4594	"	6.0	3.7626	29.5	1.0	0.6852	"	60.0	50.1676
"	25.0	9.2903	"	15.0	9.4064	"	26.0	17.8142	37.0	1.0	0.8594
19.5	1.0	0.4529	"	18.5	11.6013	"	30.5	20.8974	"	5.0	4.2968
"	30.0	13.5871	"	21.0	13.1690	"	31.0	21.2400	"	26.0	22.3432
20.0	1.0	0.4645	"	25.0	15.6774	"	31.5	21.5825	40.0	1.0	0.9290
"	15.0	6.9677	"	30.0	18.8129	"	52.0	35.6283	"	5.0	4.6452
20.5	1.0	0.4761	"	50.0	31.3548	"	61.0	41.7948	"	50.0	46.4515
"	52.0	24.7587	"	60.0	37.6257	30.0	1.0	0.6968	42.0	1.0	0.9755
21.0	1.0	0.4877	27.5	1.0	0.6387	"	15.0	10.4516	"	50.0	48.7741
"	15.0	7.3161	"	13.5	8.6226	"	25.0	17.4193	45.5	1.0	1.0568
"	25.0	12.1935	"	30.0	19.1613	"	50.0	34.8386	"	20.5	21.6638
"	26.0	12.6813	"	61.0	38.9612	"	60.0	41.8064	48.0	1.0	1.1148
24.0	1.0	0.5574	28.0	1.0	0.6503	31.0	1.0	0.7200	"	25.0	27.8709
"	5.0	2.7871	"	30.0	19.5096	"	5.0	3.6000	"	50.0	55.7418
"	25.0	13.9355	"	50.0	32.5161	"	30.5	21.9600	50.0	1.0	1.1613
"	26.0	14.4929	"	60.0	39.0193	32.0	1.0	0.7432	"	50.0	58.0644
"	30.0	16.7225	29.0	1.0	0.6735	"	15.0	11.1484	51.5	1.0	1.1961
24.5	1.0	0.5690	"	25.0	16.8387	36.0	1.0	0.8361	"	20.5	24.5206
"	25.0	14.2258	"	30.0	20.2064	"	25.0	20.9032			
27.0	1.0	0.6271	"	50.0	33.6774	"	30.0	25.0838			

[計算例]

幅（インチ）長さ（ヤード）

27 × 15.0 の規格のものが 15 疋（注）
 30 × 50.0 " " 20
 36 × 60.0 " " 30 } を平方メートルに換算する場合

簡易換算表を用いるときは、

- ① 27 インチ×15.0 ヤード、30 インチ×50.0 ヤード、36 インチ×60.0 ヤードに対応する換算平方メートル数（太枠内）を見出しそれぞれに 15、20、30 を乗ずれば換算による平方メートル数が得られます。
- ② 次に①から得られたそれぞれの平方メートル数を加えれば平方メートル単位の合計数になります。

(計算式)

27 インチ×15.0 ヤード → 9.4064 平方メートル×15= 141.10 平方メートル
 30 " ×50.0 " → 34.8386 " ×20= 696.77 "
 36 " ×60.0 " → 50.1676 " ×30=1,505.03 "

メートル法に換算した総面積（小数点以下四捨五入） 2,343 平方メートル

(通常の計算式)

$$\begin{aligned} & \{ (27 \text{ インチ} \times 0.0254 \text{ メートル}) \times (15.0 \text{ ヤード} \times 0.9144 \text{ メートル}) \} \times 15 = 141.10 \text{ 平方メートル} \\ & \{ (30 \text{ " } \times 0.0254 \text{ " }) \times (50.0 \text{ " } \times 0.9144 \text{ " }) \} \times 20 = 696.77 \text{ " } \\ & \{ (36 \text{ " } \times 0.0254 \text{ " }) \times (60.0 \text{ " } \times 0.9144 \text{ " }) \} \times 30 = 1,505.03 \text{ " } \end{aligned}$$

2,342.90 平方メートル

注：織物の単位“ひき”は、「疋」或いは「匹」と表示されますが、近年では「疋」の表示が多くなっており、「疋」と「匹」の表示の違いは次のようになります。

- ① 「疋」は、主として絹・人絹織物（合成繊維織物を含む。）の広幅1枚（反）をいいます。
 - ② 「匹」は、主として小幅織物2枚（反）分をいいます。
- （例、国内向着尺（和服生地）用）

(2) 鯨尺ものを平方メートルに換算する場合—主として絹の小幅織物、帯地類（取り扱い単位反または本→m²）

生絹、羽二重、壁、絹、綸子、縮緬、綸子縮緬、紋縮緬、紋紗縮緬、絹縮緬、銘仙、糸織、紬、上布、御召、夜具地、裏地、風呂敷地、座布団地、帯揚腰紐地、丸帯地、児帯、兵児帯、名古屋帯、袋帯地、単帯、表具地、人平、ドビー変織、フジエット、パレス、ボイル、神官装束地、法衣地。

鯨尺規格		換算									
幅	長	平方 メートル									
鯨寸	鯨尺		鯨寸	鯨尺		鯨寸	鯨尺		鯨寸	鯨尺	
4.0	1.0	0.0574	8.3	1.0	0.1191	9.5	83.0	11.3141	15.0	32.0	6.8875
"	8.0	0.4592	"	10.8	1.2862	9.6	1.0	0.1377	16.0	1.0	0.2296
"	8.3	0.4764	9.0	1.0	0.1291	"	64.0	8.8160	"	34.0	7.8058
4.4	1.0	0.0631	"	6.0	0.7748	"	83.0	11.4332	16.5	1.0	0.2368
"	8.3	0.5240	"	6.1	0.7878	10.0	1.0	0.1435	"	32.0	7.5762
"	9.0	0.5682	"	8.0	1.0331	"	35.0	5.0221	17.0	1.0	0.2439
4.5	1.0	0.0646	"	8.3	1.0719	"	62.0	8.8963	"	50.0	12.1966
"	9.5	0.6134	"	62.5	8.0713	10.5	1.0	0.1507	17.5	1.0	0.2511
4.9	1.0	0.0703	9.2	1.0	0.1320	"	35.0	5.2732	"	12.0	3.0133
"	9.0	0.6328	"	30.0	3.9603	12.0	1.0	0.1722	18.0	1.0	0.2583
"	9.5	0.6679	9.5	1.0	0.1363	"	9.3	1.6013	"	11.0	2.8411
5.0	1.0	0.0717	"	20.0	2.7263	"	10.0	1.7219	"	25.0	6.4570
"	44.0	3.1568	"	30.0	4.0894	"	28.0	4.8212	"	60.0	15.4969
6.0	1.0	0.0861	"	31.0	4.2258	"	60.0	10.3312	19.5	1.0	0.2798
"	9.0	0.7748	"	32.0	4.3621	12.5	1.0	0.1794	"	43.0	12.0316
7.7	1.0	0.1105	"	40.5	5.5208	"	9.0	1.6143	20.0	1.0	0.2870
"	10.3	1.1380	"	43.0	5.8615	13.0	1.0	0.1865	"	61.0	17.5057
7.8	1.0	0.1119	"	60.0	8.1789	"	11.0	2.0519	24.0	1.0	0.3444
"	10.5	1.1752	"	61.0	8.3152	14.4	1.0	0.2066	"	60.0	20.6625
8.0	1.0	0.1148	"	62.0	8.4515	"	10.0	2.0662	"	73.0	25.1393
"	10.0	1.1479	"	63.0	8.5878	"	10.3	2.1282			
"	10.5	1.2053	"	71.0	9.6784	15.0	1.0	0.2152			

[計算例]

幅 (鯨寸)		長さ (鯨尺)			
9.5	×	20.0 尺の規格のものが	150 反	}	を平方メートルに換算する場合
13.0	×	11.0	200		
18.0	×	25.0	300		

簡易換算表を用いるときは、

- ① 9.5 寸×20.0 尺、13.0 寸×11.0 尺、18.0 寸×25.0 尺に対応する換算平方メートル数 (太枠内) を見出し、それぞれに 150、200、300 を乗ずれば換算による平方メートル数が得られます。
- ② 次に①から得られたそれぞれの平方メートル数を加えれば平方メートル単位の合計数になります。

(計算式)

$$\begin{aligned}
 9.5 \text{ 寸} \times 20.0 \text{ 尺} &\rightarrow 2.7263 \text{ 平方メートル} \times 150 = 408.95 \text{ 平方メートル} \\
 13.0 \text{ 〃} \times 11.0 \text{ 〃} &\rightarrow 2.0519 \text{ 〃} \times 200 = 410.38 \text{ 〃} \\
 18.0 \text{ 〃} \times 25.0 \text{ 〃} &\rightarrow 6.4570 \text{ 〃} \times 300 = 1,937.10 \text{ 〃}
 \end{aligned}$$

メートル法に換算した総面積 (小数点以下四捨五入) 2,756 平方メートル

(通常の計算式)

$$\begin{aligned}
 \{ (0.95 \text{ 尺} \times 0.3788 \text{ メートル}) \times (20.0 \text{ 尺} \times 0.3788 \text{ メートル}) \} \times 150 &= 408.94 \text{ 平方メートル} \\
 \{ (1.30 \text{ 〃} \times 0.3788 \text{ メートル}) \times (11.0 \text{ 〃} \times 0.3788 \text{ メートル}) \} \times 200 &= 410.38 \text{ 〃} \\
 \{ (1.80 \text{ 〃} \times 0.3788 \text{ メートル}) \times (25.0 \text{ 〃} \times 0.3788 \text{ メートル}) \} \times 300 &= 1,937.11 \text{ 〃} \\
 &= 2,756.43 \text{ 平方メートル}
 \end{aligned}$$

(3) 曲尺のものを平方メートルに換算する場合—(1)、(2)以外のもの

鼻緒地
絵絹
絨

曲尺規格		換算	曲尺規格		換算	曲尺規格		換算
幅	長	平方メートル	幅	長	平方メートル	幅	長	平方メートル
曲寸	曲尺		曲寸	曲尺		曲寸	曲尺	
10.0	1.0	0.0918	15.0	75.0	10.3285	25.0	75.0	17.2142
〃	75.0	6.8857	18.0	1.0	0.1653	30.0	1.0	0.2754
12.0	1.0	0.1102	〃	18.0	2.9746	〃	75.0	20.6570
〃	75.0	8.2628	〃	75.0	12.3942	35.0	1.0	0.3123
13.0	1.0	0.1194	20.0	1.0	0.1836	〃	75.0	24.0999
〃	75.0	8.9514	〃	75.0	13.7714	40.0	1.0	0.3672
14.0	1.0	0.1285	23.0	1.0	0.2112	〃	75.0	27.5427
〃	75.0	9.6399	〃	75.0	15.8371	60.0	1.0	0.5509
15.0	1.0	0.1377	25.0	1.0	0.2295	〃	75.0	41.3141

[計算例]

幅 (曲寸)		長さ (曲尺)			
15.0	×	75.0 の規格のものが	60 本	}	を平方メートルに換算する場合
23.0	×	75.0	80		
40.0	×	75.0	120		

簡易換算表を用いるときは、

- ① 15.0 寸×75.0 尺、23.0 寸×75.0 尺、40.0 寸×75.0 尺に対応する換算平方メートル数（太枠内）を見出し、それぞれに 60、80、120 を乗ずれば換算による平方メートル数が得られます。
- ② 次に①から得られたそれぞれの平方メートル数を加えれば平方メートル単位の合計数になります。

(計算式)

$$\begin{array}{l} 15.0 \text{ 寸} \times 75.0 \text{ 尺} \longrightarrow 10.3285 \text{ 平方メートル} \times 60 = 619.71 \text{ 平方メートル} \\ 23.0 \text{ 〃} \times 75.0 \text{ 〃} \longrightarrow 15.8371 \quad \text{〃} \quad \times 80 = 1,266.97 \quad \text{〃} \\ 40.0 \text{ 〃} \times 75.0 \text{ 〃} \longrightarrow 27.5427 \quad \text{〃} \quad \times 120 = 3,305.12 \quad \text{〃} \\ \hline \text{メートル法に換算した総面積（小数点以下四捨五入）} \quad 5,192 \text{ 平方メートル} \end{array}$$

(通常の計算式)

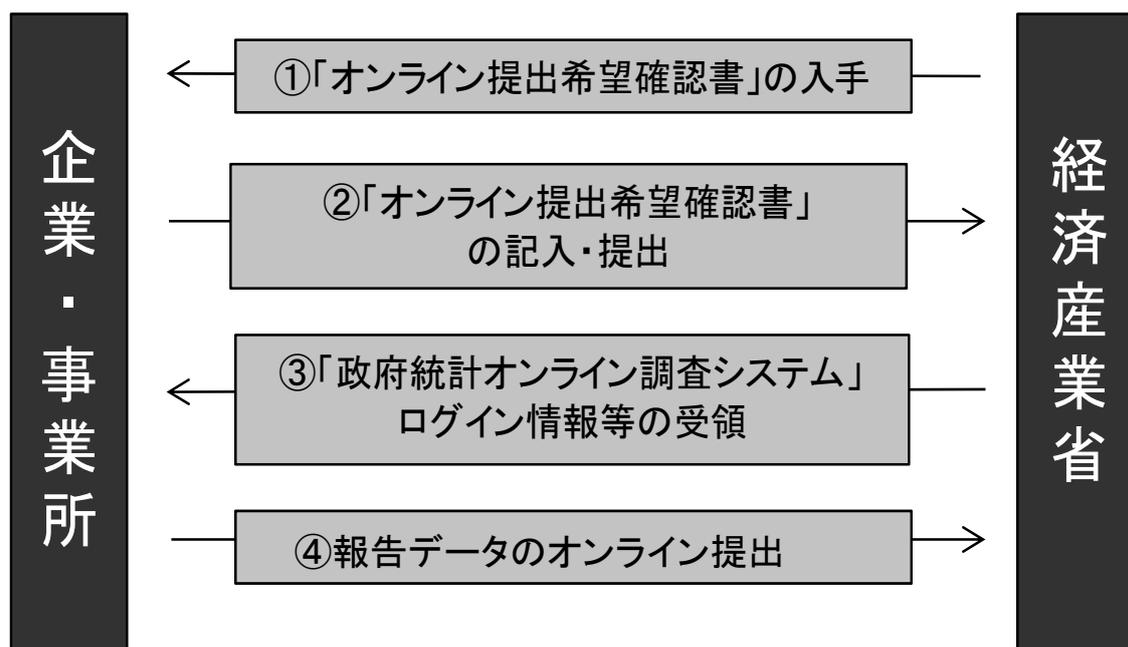
$$\begin{array}{l} \{(15.0 \text{ 寸} \times 0.0303 \text{ メートル}) \times (75.0 \text{ 尺} \times 0.3030 \text{ メートル})\} \times 60 = 619.71 \text{ 平方メートル} \\ \{(23.0 \text{ 〃} \times 0.0303 \text{ メートル}) \times (75.0 \text{ 〃} \times 0.3030 \text{ メートル})\} \times 80 = 1,266.96 \quad \text{〃} \\ \{(40.0 \text{ 〃} \times 0.0303 \text{ メートル}) \times (75.0 \text{ 〃} \times 0.3030 \text{ メートル})\} \times 120 = 3,305.12 \quad \text{〃} \\ \hline 5,192.79 \text{ 平方メートル} \end{array}$$

調査票のオンライン提出について

生産動態統計調査などの調査票をオンラインで提出するには、企業・事業所と経済産業省の間をインターネットなどの情報ネットワークで結び、各種の調査票の報告を行う「政府統計オンライン調査システム」を利用することになります。

システム利用に関する手続きの流れ及び「オンライン提出希望確認書」の記入要領、提出方法、提出先、問合せ先は以下のとおりです。

システム利用手続きの流れ



(1) システム利用に関する手続きの流れ（※）

① 「オンライン提出希望確認書」の入手

29ページに「オンライン提出希望確認書」【新規届】（※）の様式がありますので、コピーして利用してください。

なお、経済産業省ホームページからも様式（Excel形式）の取得が可能です。

<https://www.meti.go.jp/statistics> → 統計トップページ「調査にご協力いただいている方へ」 → 「オンラインによる統計報告」 → 「2. オンライン提出希望確認書」

② 「オンライン提出希望確認書」の記入・提出

「オンライン提出希望確認書」に必要事項を記入し、経済産業省へE-MAIL又は郵送にて提出してください。

なお、電話などで記入内容の確認をする場合があります。

③ 「政府統計オンライン調査システム」ログイン情報等の受領

経済産業省から、「政府統計オンライン調査システム」にログインする際に必要な調査対象者ID、初期パスワードを記載した資料及び操作説明書を郵送します。

④ 報告データのオンライン提出

調査票提出日までに、オンラインによる調査票データの提出をしてください。

※「調査対象者ID」、「初期パスワード」情報が送付されている場合、「オンライン提出希望確認書」【新規届】の提出は必要なく、既にオンラインによる調査票の提出が可能となります。

(2) オンライン提出希望確認書記入要領

① オンライン開始希望時期

- ・何月分の提出からオンライン開始を希望するのか記入してください。

② オンライン担当者情報

- ・「担当者名」欄には、実際に「政府統計オンライン調査システム」を利用してオンライン提出を行う担当者名を記入してください。
- ・「メールアドレス」欄には、オンライン担当者が業務で使用している E-MAIL アドレスを記入してください。

※政府統計オンライン調査システムを利用する際に必要なパソコンの利用環境については、28 ページで確認してください。

③ オンライン提出調査票

- ・「事業所番号」欄には、オンライン担当者が調査票データのオンライン提出を担当する事業所の事業所番号を記入してください。
- ・「調査票番号」欄には、事業所ごとにオンライン提出する調査票番号を記入してください。一部オンライン提出しない調査票がある場合は、当該調査票番号は記入しないでください。
- ・1 事業所の調査票番号を 1 行に書くことができない場合は、次の行に記入してください。
- ・記入欄が足りない場合は、「オンライン提出希望確認書」をコピーし、2 枚目以降に記入してください。

(3) 「オンライン提出希望確認書」の記載内容に変更が生じた場合

「オンライン提出希望確認書」の記載内容に変更が生じた場合は、30 ページの「オンライン提出希望確認書」【変更届】に変更内容を含む全ての項目を記入し、提出してください。様式 (Excel 形式) の入手方法及び提出先は、前記【新規届】と同様です。

(4) 調査に関する問合せ先

経済産業省 大臣官房調査統計グループ 鉱工業動態統計室

電話：03-3501-1511 (代表)

企画調整班 2861~2862 (内線)

(5) 「オンライン提出希望確認書」の提出先及び「政府統計オンライン調査システム」に関する問合せ先

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省 大臣官房調査統計グループ

統計情報システム室 オンライン調査担当

電話：03-3501-1090 (直通)

E-MAIL：bzl-stats-info@meti.go.jp

【参考】パソコンの利用環境について

政府統計オンライン調査システムは、インターネットを利用したシステムです。利用に当たっては、以下のシステム環境及び通信環境が必要です。

●システム環境（2025年9月現在）

OS	ブラウザ	表計算ソフト（※2） （Excel 調査票をご利用の場合のみ）
Windows 11(※1) Windows 10(※1)	Firefox 142 Google Chrome 139 Microsoft Edge 139	Excel for Microsoft 365 Microsoft Office Excel 2024 Microsoft Office Excel 2021 Microsoft Office Excel 2019 Microsoft Office Excel 2016
macOS 15.6	Safari 18	

(※1) 「デスクトップモード」 の場合に限りです。

(※2) 表計算ソフトにおける注意事項は以下のとおりです。

- ・Microsoft Office Excel 以外の表計算ソフトには対応していません。
- ・Excel のマクロ機能を有効にする必要があります。
また、Excel のマクロ機能が有効な場合においても、ご利用の環境により回答送信できない場合（※）があります。

（※）例えば、企業内ネットワークにおいて仮想ブラウザが採用されている場合等が想定されます。

- ・Microsoft 365 又は Excel 2024 をご利用の場合、ActiveX コントロールの無効状態によってマクロ機能が無効となっている場合がありますので、その場合は以下の URL に対処法の記載があります。

https://www.e-survey.go.jp/faq/Security_risk

●通信環境

ブロードバンド環境を推奨します。

なお、利用環境の詳細や最新情報は、以下の URL から確認してください。

https://www.e-survey.go.jp/recommended_env

●政府統計オンライン調査システムマニュアル

以下の URL にアクセスし、確認してください。

<https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/manuald.pdf>

●政府統計オンライン調査システムのよくある質問及び回答

以下の URL にアクセスし、確認してください。

<https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/qa.html>



オンライン提出希望確認書（経済産業省） 【 新規届 】

記入日： _____

オンライン開始希望時期	年	月分の提出から
-------------	---	---------

オンライン担当者情報	実際にシステムを操作される方をご記入ください。ご担当者が複数の場合は代表者名としてください。		
担当者名			
企業名			
部署名			
資料送付先	(〒)		
電話番号		内線	
メールアドレス			

オンライン提出調査票	1つの事業所で調査票が9種類以上になる場合は、次の行に続けてご記入ください。							
事業所番号(数字10桁)	調査票番号(数字4桁)							

政府統計オンライン調査システム運用にかかる事務の目的を超えて、個人情報を利用したり提供することはございません。

《問合わせ先》

経済産業省大臣官房調査統計グループ統計情報システム室 オンライン調査担当

TEL: 03-3501-1090

E-MAIL: bzl-stats-info@meti.go.jp

(2023.06様式)



オンライン提出希望確認書（経済産業省）

【 変更届 】

記入日： _____

調査対象者ID	
---------	--

現在ご利用中のID(英数字10桁)をご記入ください。

オンライン担当者情報	実際にシステムを操作される方をご記入ください。ご担当者が複数の場合は代表者名としてください。		
担当者名			
企業名			
部署名			
資料送付先	(〒)		
電話番号		内線	
メールアドレス			

オンライン提出調査票	1つの事業所で調査票が9種類以上になる場合は、次の行に続けてご記入ください。							
事業所番号(数字10桁)	調査票番号(数字4桁)							

政府統計オンライン調査システム運用にかかる事務の目的を超えて、個人情報を利用したり提供することはございません。

(備考欄)	例) 1234567890(事業所番号) 1234(調査票番号) 4月分より追加
-------	--

《問合わせ先》

経済産業省大臣官房調査統計グループ統計情報システム室 オンライン調査担当

TEL: 03-3501-1090

E-MAIL: bzl-stats-info@meti.go.jp

(2023.06様式)



化学繊維月報

(2026年 月 分)

政府統計

基幹産業省	統計
経済産業大臣	生産動態統計
提出先	15日
提出期日	翌月
提出部数	1部

1. 製品項目	品目	項目番号	生産		受入	出荷		月末在庫
			A	B		C	D	
再生・半合成繊維	ナイロン	0101						E
	アクリル	0102						
	ポリエステル	0103						
	ポリエチレン	0104						
	ポリエチレン	0105						
	ポリエチレン	0106						
合成繊維	長繊維	0107						
	短繊維	0108						
その他の合成繊維	長繊維	0109						
	短繊維	0110						

4. 生産能力	単位：t	
区分	番号	月間生産能力
再生・半合成繊維	0401	A
長繊維 (注1)	0402	
短繊維 (注2)	0403	

注1 長繊維の生産能力には、ナイロン長繊維、ポリエステル長繊維、ポリエチレン長繊維、ポリプロピレン長繊維及びその他の合成繊維の長繊維の生産能力を全て含めてください。

注2 短繊維の生産能力には、アクリル短繊維、ポリエステル短繊維、ポリプロピレン短繊維及びその他の合成繊維の短繊維の生産能力を全て含めてください。

3. 労働	単位：人	
区分	番号	月末従事者数
再生・半合成繊維部門	0301	A
合成繊維部門	0302	
事業所	0303	

備考

企業名	本社又は本店所在地	(〒 -) (電話 - -)
事業所名	事業所所在地	(〒 -) (電話 - -)
報告者の氏名	作成者の所属部署及び氏名	(電話 - -)

統計調査番号	調査票番号	年月分	事業所番号	事業所整理番号
A07	3010	2026		

法人番号	
------	--

(年 月 日作成)



紡績糸月報

(2026年 月 分)

基幹統計	経済産業省生産動態統計
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月15日
提出部数	1部

1. 製品		単位：t				
品目	項目番号	生産 A	受入 B	出荷		月末在庫 E
				販売 C	その他 D	
綿糸(コンデンサー糸を含む)	0101					
羊毛糸	0102					
紡毛糸	0103					
麻糸	0104					
再生・半合成繊維糸	0105					
アクリル糸	0106					
ポリエステル糸	0107					
その他の合成繊維糸	0108					

注：出荷のうちその他には、賃織・賃編用、自社他工場用消費を含みます。

3. 労務		単位：人
区分	番号	月末従事者数
		A
紡績糸部門	0301	
事業所	0302	

備考

4-1. 生産設備能力		
区分	番号	紡績機
		A
月末運転可能錘数(錘)	0401	
月間延運転時間(千時間)	綿糸用	0402
	再生・半合成繊維糸用	0403
	合成繊維糸用	0404
	毛糸用	0405
	麻糸用	0406

注：オープンエンド精紡機については、錘数欄にドラム数を記入してください。

4-2. 設備(操業時間)	
番号	月間延操業時間(時間)
	A
0421	

注：1. 1日の平均操業時間×当月の操業日数
 2. 1日の平均操業時間の1時間未満の分については、以下の例にならって十進法に直して計算してください。
 (計算例)
 8時間30分=8.5×当月の操業日数
 16時間00分=16.0×当月の操業日数
 16時間45分=16.75×当月の操業日数

企業名	本社又は本店所在地	(〒 -) (電話 - -)
事業所名	事業所所在地	(〒 -)
報告者の氏名	作成者及び所属部署名	(電話 - -)

(年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事業所番号			
			都道府県	整理番号		
A 0 7	3 0 4 0	2 0 2 6				
法人番号						



織物生産月報

(2026年 月 分)

基 幹 統 計	経 済 産 業 省 生 産 動 態 統 計
提 出 先	経 済 産 業 大 臣
提 出 期 日	翌 月 15 日
提 出 部 数	1 部

1-1. 製品 - 総合			単 位	番 号	生 産 A	受 入 B	出 荷		月 末 在 庫 E
品 目		項 目					販 売 C	そ の 他 D	
織 物	綿 織 物		m	0101					
	毛織物	そ	毛	m	0102				
		紡	毛	m	0103				
		絹・絹紡織物	m	0104					
	ビスコーススフ		織物	m	0105				
	人絹・アセテート		織物	m	0106				
	合 成 織 維	長 織 維	ナイロン	m	0107				
			ポリエステル	m	0108				
			その他の長織維	m	0109				
		短 織 維	ポリエステル	m	0110				
			その他の短織維	m	0111				
そ の 他	タイヤコード		kg	0112					
	タオ		kg	0113					

1-2. 製品 - 生産内訳			単位：m		
品 目		項 目	番 号	生 産	
				A	
毛織物	紡毛	男子服地	0121		
		婦人児服地	0122		
		毛布地	0123		
		その他の紡毛	0124		
絹・絹紡織物	広幅	羽二重類	0125		
		クレープ類	0126		
	小幅	先練(先染)	0127		
		ちりめん類	0128		
		先練(先染)	0129		
		その他の後練(後染)	0130		

3. 労 務		単位：人	
区 分	番 号	月 末 従 事 者 数	
		A	
織物部門	0301		
事業所	0302		

4. 設 備		単位：台	
区 分	番 号	月 末 保 有 台 数	月 間 平 均 実 働 台 数
		A	B
一般織機(力織機)	0401		

注 1. 「1-2. 製品 - 生産内訳」には「1-1. 製品 - 総合」の中の「毛織物_紡毛」及び「絹・絹紡織物」の生産内訳についてのみ記入してください。
 注 2. 広幅とは織り上げ幅50.8cm以上、小幅とは織り上げ幅50.8cm未満の織物をいいます。

注1:一般織機(力織機)には、有ひ織機及び無ひ織機の両方の台数を加えてください。
 注2:有ひ織機には、手機・足踏機は含めないでください。

備 考	
-----	--

企 業 名		本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) (電話 - -)
事 業 所 名		事 業 所 所 在 地	(〒 -)
報 告 者 の 氏 名		作 成 者 の 所 属 部 署 名 及 び 氏 名	(電話 - -)

(年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事 業 所 番 号			
			都道府県	整 理 番 号		
A 0 7	3 1 1 0	2 0 2 6				
法人番号						

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。